

## 平成29年職員の給与に関する報告及び勧告の概要

### 《本年の給与勧告のポイント》

#### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.13%)を解消するため、給料月額引上げ
- ② 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ 0.1月分(4.30月分 → 4.40月分)
- ③ 管理職手当の一部・初任給調整手当の引上げ
  - ・ 平均年間給与は4万7千円の増

**給与制度の総合的見直しの実施にあたり抑制した昇給を一部回復(平成30年4月実施)**

### 1 職員及び民間給与実態調査

本委員会は、本市職員の給与と市内民間従業員の給与との精密な比較を行うため、本年4月現在におけるそれぞれの給与等の実態について調査を実施した。

〔調査を実施した民間事業所 市内103事業所\* (調査完了94事業所、調査完了率91.3%)  
 調査実人員 4,369人

※ 企業規模50人以上、事業所規模50人以上の420事業所から層化無作為抽出法により抽出

### 2 職員給与と民間給与の比較

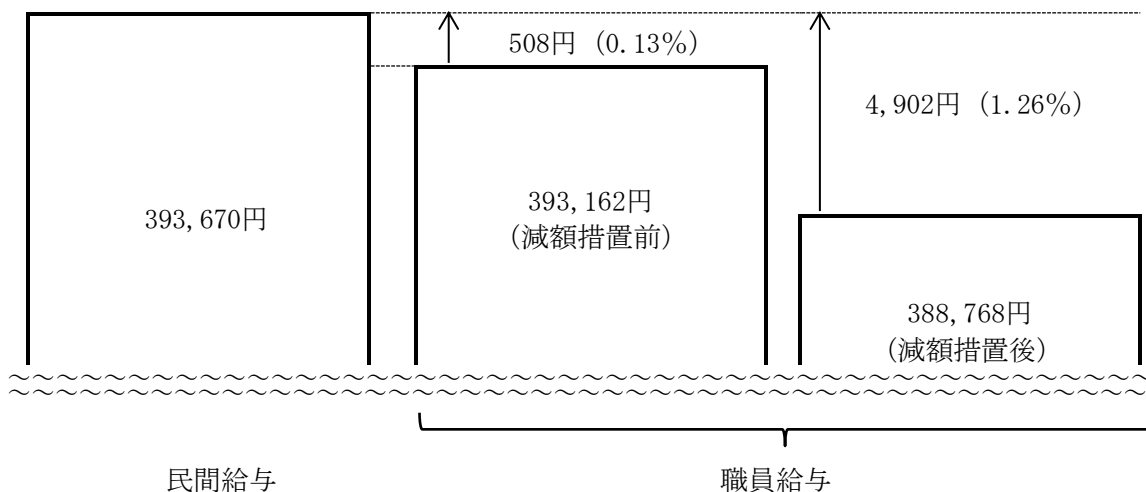
#### (1) 月例給

事務・技術職の本市職員の給与(減額措置前)と市内民間従業員の給与を比較した結果、民間給与が職員給与を上回っていることが認められた。

民間給与(A)	職員給与(B)		較差
			$\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$ (A)-(B)
393,670円	減額措置前	393,162円	0.13% (508円)
	減額措置後	388,768円	1.26% (4,902円) (参考)

(注) 平成29年4月時点の給料の減額率は、△1.0%~△5.0%である。(若年層の職員等を除く)  
 上記職員(新卒者、保育士等を除く)の平均年齢は40.2歳、平均経験年数は18.0年である。

(給与減額措置前後の職員給与と民間給与との較差)



(2) 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの1年間の市内民間従業員の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較した結果、民間支給月数が職員支給月数を上回っていることが認められた。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.40月	4.30月	0.10月

### 3 給与改定の内容

(1) 月例給

ア 給料

民間給与との較差を踏まえ、給料表を平均0.2%引上げ

- ・ 行政職給料表 民間の初任給との差等を踏まえ、初任給を800円引上げ  
その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定
- ・ その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に引上げ

また、級間の重なりが大きいといった給料表の構造を適正化する観点から、行政職給料表7・8級及び医療職給料表（1）4級について、初号付近を削除するとともに最大で8号給増設

イ 管理職手当

給与制度の総合的見直し等による給料表の引下げ改定に伴い引き下げた、一部の職務の級について、支給月額を引上げ

ウ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表（1）の改定状況を踏まえ引上げ

(2) 期末・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、0.1月分の引上げ（4.30月分→4.40月分）  
支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を参考に勤勉手当に配分

(3) 改定の実施時期

- ・ 月例給 平成29年4月1日
- ・ 期末・勤勉手当（平成29年度分） 平成29年12月1日  
（平成30年度以降分） 平成30年4月1日

### 4 給与制度の総合的見直しに伴う昇給抑制の回復

- ・ 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた見直しという観点から、国に準じ平成27年4月から給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 給料表水準の引下げに際し3年間の経過措置を講じつつ、地域手当等の段階的引上げに必要な制度改正原資の確保のため、国に準じ平成27年4月の昇給を1号給抑制
- ・ 経過措置の終了により生じる原資の残余分を用いて平成27年に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において44歳に満たない職員の号給を同日に1号給上位に調整

### 5 その他報告する事項

(1) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

- ・ 多様で有為な受験者をより多く確保するため、各種広報媒体の活用や採用説明会などのこれまでの取組を検証し、創意工夫を凝らしながら、より多くの受験者層に対する確かつ効率的に募集活動を展開
- ・ 受験者の能力をより適正に評価する試験内容となっているか検証するとともに、採用を取り巻く環境を踏まえ、適切な募集方法について、更に検討

## イ 人材の育成

育児や介護に携わる職員や再任用職員の増加など、働き方が多様化する職場環境を的確に把握したうえで、職員個人の意欲・能力が向上し、真に必要な人材となることはもとより、職場組織の活力・能力が高まる取組を実施するよう期待

## (2) 千葉県職員の「働き方改革」

### ア 長時間労働の是正

- ・ 時間外勤務の縮減にあたっては、業務量を適切に把握し、削減に努めることが重要。業務量が人員に比較してなお過大であれば、人員配置の見直しなど幹部職員のトップマネジメントの発揮により是正に努められたい。
- ・ 教員の長時間勤務について、中央教育審議会の緊急提言の趣旨に鑑み、適切な勤務時間の管理と勤務負担軽減の取組を進められたい。

### イ 仕事と家庭生活の両立支援

育児や介護に係る休暇・休業制度の周知に努めるとともに、活用しやすい職場環境となるよう、管理監督者のマネジメントを発揮されたい。

### ウ 心の健康保持

ストレスチェックの活用により、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境改善に努められるよう、更なる取組を検討されたい。

### エ 管理監督者のマネジメント

働き方改革には、管理監督者の適切なマネジメントの発揮が必要不可欠。研修等の機会を通じ、マネジメント能力の向上が図られるよう努められたい。

## (3) 雇用と年金の接続

- ・ 公務員の定年の引上げに係る国の検討の推移を注視し、見直しに向け適切な対応が必要
- ・ 再任用職員の増加が進む中、その能力や経験を活用するポストや職域の確保について、引き続き検討されたい。

## (4) 非常勤職員の勤務環境の整備

- ・ 法改正による会計年度任用職員制度等について、時機を逸しないよう適切に対応されたい。
- ・ 休暇制度について、国や他団体の状況を踏まえた検討が必要

## (5) 公務員倫理

- ・ 職員の倫理に関する意識付けに努め、厳正な服務規律の確保を図ることが必要
- ・ 不適正な事務処理等の案件が散見されることから、適切な進捗管理や十分なチェック体制の確保など再発防止に努められたい。
- ・ 各職員においては、公務に携わる者としての自らの立場を自覚し、職務上はもとより、職務外においても、公務員として法令遵守の意識を強く持って行動されるよう望む。

(参考)

(1) 勧告に基づく職員給与の試算

<平均給与等>

行政職		現行額	勧告実施後試算額	増減額	増減率
平均給与	減額措置前	379,642円	380,136円	494円※	0.13%
	減額措置後	375,683円	376,171円	488円	0.13%
平均年間給与	減額措置前	620万7千円	625万4千円	4万7千円	0.76%
	減額措置後	616万円	620万6千円	4万6千円	0.75%

※ 内訳は、給料が427円、管理職手当が3円、はね返し分(給料等に一定割合を乗じて支給額が定められている手当について、給料等の改定に伴い手当額が増減する分)が64円である。

注1 行政職給料表適用職員(消防職員を除く) (4,534人、平均年齢39.5歳、平均経験年数17.3年)

2 平均給与は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(基礎額)の合計額

3 「平均年間給与」=平均給与×12+期末・勤勉手当(千円未満四捨五入)

<所要額(勧告どおり実施された場合の試算額)>

行政職給料表適用職員(消防職員を除く)	約2億1千万円
全職員	約5億3千万円

注1 職員は、再任用、育児休業、派遣職員等を除く

2 減額措置前の額による試算

(2) モデル給与例

職務段階	年齢	改定前年間給与	改定後年間給与	差引
主事	25	3,668,000円	3,703,700円	35,700円
主任主事	30	4,502,100円	4,542,200円	40,100円
主査	40	6,327,600円	6,376,900円	49,300円
課長	50	9,286,500円	9,350,300円	63,800円
局長	57	11,471,900円	11,564,600円	92,700円

注1 「年間給与」=月額(給料、管理職手当及び地域手当の合計額)×12+期末・勤勉手当(百円未満四捨五入)

2 減額措置前の額による試算

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円等)を支給

(3) 最近の給与勧告等の状況

年	勧告の有無	月例給		期末・勤勉手当(ボーナス)		平均年間給与	
		較差率	較差額	年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成19年	○	0.05%	226円	4.50月	0.05月	2.6万円	0.4%
平成20年	—	0.02%	88円	4.50月	—	—	—
平成21年	○	△0.36%	△1,529円	4.15月	△0.35月	△17.4万円	△2.5%
平成22年	○	△0.15%	△635円	3.95月	△0.2月	△9.3万円	△1.4%
平成23年	○	△0.12%	△497円	3.95月	—	△0.8万円	△0.1%
平成24年	—	△0.02%	△66円	3.95月	—	—	—
平成25年	—	0.02%	86円	3.95月	—	—	—
平成26年	○	0.39%	1,564円	4.10月	0.15月	8.4万円	1.3%
平成27年	○	0.84%	3,331円	4.20月	0.1月	9.2万円	1.5%
平成28年	○	△1.52%	△6,073円	4.30月	0.1月	△5.9万円	△0.9%
平成29年	○	0.13%	508円	4.40月	0.1月	4.7万円	0.8%

注1 平均年間給与は行政職給料表適用職員(消防職員を除く)の給与である。

2 減額措置前の額による試算